

鶴岡市空き家等対策計画

(H30. 3. 15 現在の検討案)

第1章 空き家等対策に関する基本的な方針

1. 背景と現状

近年、人口減少や高齢化社会の到来などに伴って全国的に空き家が増加しており、中には所有者の不在・不明や管理者意識の希薄などから、適切に維持管理されない空き家が様々な問題を引き起こしています。こうした管理不十分な空き家は、防災・防犯・景観のほか、地域活性化の面からも市民生活に悪影響を及ぼしています。

国ではこのような状況を背景として、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「法」といいます。)を平成26年11月27日に公布し、翌年の5月26日に全面施行しました。また山形県は、平成27年3月19日に「山形県空き家対策連絡協議会」を設立し、空き家利活用相談窓口を設置しています。

本市においては、国の法整備に先立って主体的な空き家対策を実施するため、平成25年4月1日に「鶴岡市空き家等の管理及び活用に関する条例」(以下「条例」といいます。)を施行しました。その後、法の制定に伴って条項を整理するため、平成28年4月1日に改正を行っています。

2. 基本的な方針

「鶴岡市総合計画」の中核的取組である、暮らす環境を整える「安心文化都市」づくりのために、空き家の有効活用と適正管理を促進して安心安全なまちづくりを図ります。

3. 空き家対策の目的

適正な管理と活用の促進について、法と条例の規定に基づき、良好な住環境の維持・向上を図るとともに、災害や犯罪のない安全で安心な暮らしの実現に寄与します。

4. 計画の位置づけ

この計画は、法第6条第1項の規定に基づく計画であり、国の基本指針に即して策定します。

また、鶴岡市総合計画を上位計画とし、鶴岡市住生活基本計画等との関連計画との整合を図ります。

5. 計画の期間

この計画が対象とする期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とし、社会情勢等の変化により必要に応じて見直しを図るものとします。

6. 計画の対象地区

この計画が対象とする地区は、鶴岡市全域とします。

ただし、今後の実態調査等の結果、他の地区と比較して著しく空き家率が高い等の理由により、空き家対策を重点的に推進する必要があると認めた地区については、重点地区として定めるものとします。

7. 空き家等の種類

この計画が対象とする空き家等の種類は、法第2条第1項に規定する「※空家等」とします。また、空き家等に係る建築物を除却した後の跡地（以下「除却跡地」といいます。）、及びその他の空き地についても、土地資源の有効活用、及び生活環境保全の観点からこの計画で扱うこととします。

※法第2条第1項の規定

『この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。』

※一般にいう「空き家」に関して、法と法に基づく市の条例では「空家」という用語を使っています。そのためこの計画でも、法と条例に直接基づく記述については「空家」と表記しますが、それ以外は基本的に「空き家」と表記することにします。

第2章 空き家の現状

1. 空き家の数、分布、空き家率

本市では、空き家の利用状況や解体、再築等の状況確認のため、全市内を対象に平成22年度から23年度および平成27年度に空き家実態調査を実施しています。

平成27年度の鶴岡市内全域における空き家の棟数は2,806棟であり、前回調査（平成22-23年度実施）に比べ533棟増加しており、全域において増加の傾向にあります。また、空き家棟数の全体の約70%となる2,000棟が鶴岡地域に集中しています。増加率を見ると羽黒地域が46.7%、朝日地域が66.0%と他地域に比べ大きくなっています。

空き家棟数 H23：H23.10.13現在

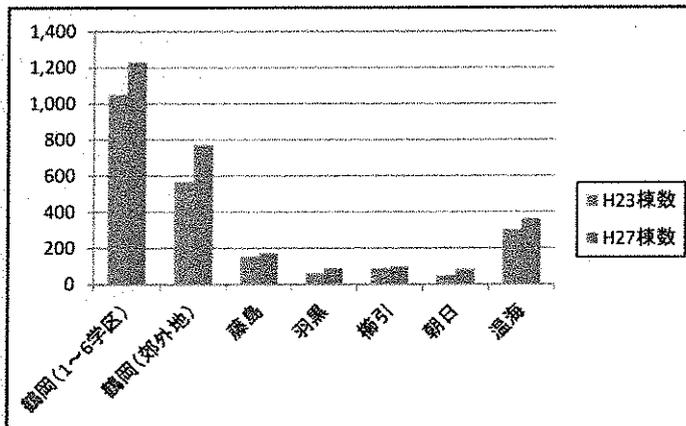
H27：H27.12.1現在

地区別空き家棟数

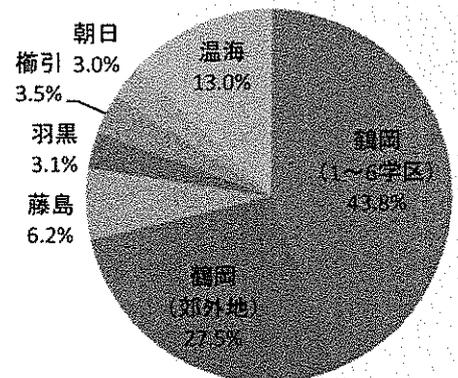
| 地区 | 空き家棟数 | | H23-27 増加数 | H23-27 増加率 | H27 家屋棟数 | H27 空き家率 |
|-----------|-----------|-----------|---------------|---------------|-------------|-------------|
| | H23 棟数 | H27 棟数 | | | | |
| 鶴岡(1~6学区) | 1,051 | 1,206 | 155 | 14.7% | 27,270 | 4.4% |
| 鶴岡(郊外地) | 567 | 794 | 227 | 40.0% | 13,904 | 5.7% |
| 鶴岡(小計) | 1,618 | 2,000 | 382 | 23.6% | 41,174 | 4.9% |
| 藤島 | 154 | 173 | 19 | 12.3% | 2,744 | 6.3% |
| 羽黒 | 60 | 88 | 28 | 46.7% | 3,517 | 2.5% |
| 榊引 | 88 | 98 | 10 | 11.4% | 2,114 | 4.6% |
| 朝日 | 50 | 83 | 33 | 66.0% | 1,778 | 4.7% |
| 温海 | 303 | 364 | 61 | 20.1% | 4,104 | 8.9% |
| 合計 | 2,273 | 2,806 | 533 | 23.4% | 55,431 | 5.1% |

(家屋棟数はH27家屋概要調書の木造(土蔵・附属家を除く)及び非木造家屋の合計)

地区別空き家棟数の推移



空き家棟数の割合



空き家率（家屋棟数に対する空き家棟数の割合）を見ると、平成23年度の前回調査では全市平均で4.3%（空き家2,273棟、家屋52,845棟）であったが、平成27年度の調査では5.1%（空き家2,806棟、家屋55,431棟）へ増加しています。地域別では空き家率の最も低い地域が羽黒地区で2.5%、最も高い地域が温海地区で8.9%となっています。

2. 老朽危険度判定

空き家実態調査において、現地調査を行い空き家の老朽危険度判定を行っています。状態が良く利用促進可能なAランクと判定されたものが150棟、倒壊の恐れがあるなど解体へ誘導すべき不良空き家が122棟存在します。

ランク別の推移を見ると、各年度全体的にA、B、C、Dの割合は大きく変化しないものの、B、Cランクの空き家の割合が大きく、平成27年度においても90%弱を占めています。

| | 老朽危険度判定 | 定義 |
|-------|---------|---------------------------------|
| 優良空き家 | A | 修繕の必要がほとんど無く、利用促進可能な空き家 |
| | B | 多少の修繕は必要だが、再利用可能な空き家 |
| 不良空き家 | C | 大規模な修繕が必要で再利用困難である、適正管理が必要な空き家 |
| | D | 倒壊の危険性があり、近隣への影響を考慮する必要がある危険空き家 |

※崩壊や所在不明等により判定できなかったものを「未判定」としています

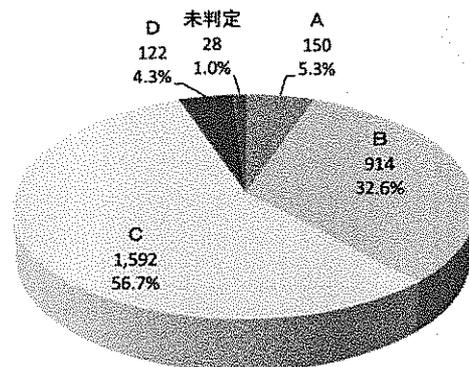
H27 地区別老朽危険度判定棟数

| | 鶴岡地域 | 藤島地域 | 羽黒地域 | 榑引地域 | 朝日地域 | 温海地域 | 全市 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| A | 97 | 7 | 1 | 8 | 9 | 28 | 150 |
| | 4.9% | 4.0% | 1.1% | 8.2% | 10.8% | 7.7% | 5.3% |
| B | 678 | 43 | 22 | 30 | 21 | 120 | 914 |
| | 33.9% | 24.9% | 25.0% | 30.6% | 25.3% | 33.0% | 32.6% |
| C | 1,155 | 109 | 50 | 51 | 39 | 188 | 1,592 |
| | 57.8% | 63.0% | 56.8% | 52.0% | 47.0% | 51.6% | 56.7% |
| D | 60 | 11 | 15 | 8 | 9 | 19 | 122 |
| | 3.0% | 6.4% | 17.0% | 8.2% | 10.8% | 5.2% | 4.3% |
| 未判定 | 10 | 3 | 0 | 1 | 5 | 9 | 28 |
| | 0.5% | 1.7% | 0.0% | 1.0% | 6.0% | 2.5% | 1.0% |
| 合計 | 2,000 | 173 | 88 | 98 | 83 | 364 | 2,806 |
| | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100% |

老朽危険度判定別棟数（前回調査との比較）

| ランク | H23 | | H27 | | 増減棟数 |
|-----|-------|-------|-------|-------|------|
| | 棟数 | 割合 | 棟数 | 割合 | |
| A | 134 | 5.9% | 150 | 5.4% | 16 |
| B | 695 | 30.6% | 914 | 32.6% | 219 |
| C | 1,169 | 51.4% | 1,592 | 56.7% | 423 |
| D | 188 | 8.3% | 122 | 4.3% | ▲ 66 |
| 未判定 | 87 | 3.8% | 28 | 1.0% | ▲ 59 |
| 計 | 2,273 | 100% | 2,806 | 100% | 533 |

H27 空き家棟数の割合



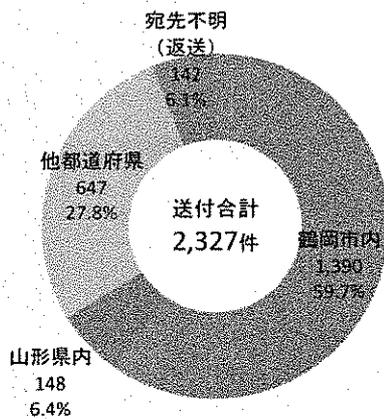
3. 空き家所有者等意向調査（アンケート調査）

- ・アンケート送付数 2,327件
 ※判定数との差479件は所有者不明等により送付できなかったもの
- ・アンケート回収率 53.63%（1,248件回収）

対象建築物の所有者にアンケートを送付しましたが、その送付先内訳は大半が鶴岡市内在住であるものの、3割近くは市外在住となっています。

ランク別の送付先では、老朽危険度が高い空き家ほど宛先不明や未送付の割合が高くなる傾向にあります。未送付については、所有者が不明の場合や、該当地の確認が取れない場合などがあり、不良空き家となるC、Dランクで317件となっています。相続がなされておらず所有権が確定していない空き家が放置されている事例も多く見受けられます。

意向調査送付先割合



ランク別送付先割合

| ランク | 鶴岡市内 | 山形県内 | 他都道府県 | 宛先不明(返送) | 未送付 |
|------------|-------|------|-------|----------|-------|
| 未判定 (25件) | (11) | (0) | (5) | (0) | (8) |
| | 44.0% | 0.0% | 24.0% | 0.0% | 32.0% |
| D (122件) | (46) | (5) | (18) | (14) | (39) |
| | 37.7% | 4.1% | 14.8% | 11.5% | 32.0% |
| C (1,596件) | (810) | (79) | (336) | (93) | (278) |
| | 50.8% | 4.9% | 21.1% | 5.8% | 17.4% |
| B (913件) | (459) | (52) | (241) | (30) | (131) |
| | 50.3% | 5.7% | 26.4% | 3.3% | 14.3% |
| A (150件) | (64) | (12) | (46) | (5) | (23) |
| | 42.7% | 8.0% | 30.7% | 3.3% | 19.3% |

■ 鶴岡市内 ■ 山形県内 ■ 他都道府県
 ■ 宛先不明(返送) ■ 未送付

第3章 市が行う空き家等対策

1. 空き家実態調査

市全体を対象とした空き家実態調査を定例的に実施します。

- ・5年ごとに大規模調査を行って、市内全件の老朽危険度判定を行います。その他の年度は新規発生した空き家と、除却や住み替えにより空き家から除かれることとなった物件の調査を定期的に実施します。
- ・実態調査とあわせて所有者等アンケート調査を実施し、所有者等の実情や本人希望の把握に努めます。
- ・実態調査の結果は空き家管理システムで管理し、今後の空き家対策に活用します。また苦情対応記録を入力し、本所と地域庁舎の一元管理を行います。
- ・なお所有者等アンケート調査において同意が得られた所有者等の情報を、あらかじめ単位自治組織（町内会・住民会等）に提供して、地域内の空き家対策に活用してもらえるようにします。

2. 総合的な対策の検討

- ・空き家実態調査で明らかにした市内の現状や全国の動向をもとにして、適正管理対策、不良空き家対策、活用促進対策といった各分野にわたる対策手法を総合的かつ計画的に検討します。
- ・法第6条第1項に定める「空家等対策計画」を関係組織・機関と協議しながら策定することにより、空き家に対する市の姿勢と対策手法をまとめるとともに、市民や住民自治組織との間で認識を共有します。

3. 相談対応と情報提供

(1) 相談対応

空き家等について、所有者等や周辺住民から相談が寄せられたときは、その相談内容に応じた担当課が対応して課題を整理した上、関係する部署が複数にわたる場合は連携して対応します。相談対応の担当課は、有効活用については本所都市計画課または地域庁舎総務企画課、適正管理については本所環境課または地域庁舎総務企画課となります。

①無料相談会の開催

NPO 法人つるおかランド・バンクとの共催により無料相談会を定例的に開催し、所有者等のさまざまな問題の解決を助けます。

②有効活用に関する相談

所有者等から有効活用に関する相談が市に寄せられたときは、買い手及び借り手を探すために NPO 法人つるおかランド・バンクが運営する空き家バンクへの登録を提案します。

③適正管理に関する相談

適正な管理がなされていない空き家に関して周辺住民から苦情・相談等が市に寄せられたときは、現地に出向いて状況を確認し、必要と認められる場合は所有者等に対して改善に向けた適切な対応を依頼します。

所有者等から、管理意識はあるが現実問題として日常管理が難しいとの相談が市に寄せられたときは、NPO 法人つるおかランド・バンクなど空き家受託管理の専門業者を積極的に紹介します。

(2) 情報提供

所有者等に対して、空き家の適正管理や有効活用を促進するための情報提供を行います。また所有者等に限らず市民一般に対して、今後の空き家発生の予防に資するため、空き家の現状と問題点などについての理解促進と意識啓発を図ります。

- ・固定資産税の納税通知書を発送する際に、空き家の適正管理や相続登記の呼びかけ、及び「無料相談会」の開催を知らせる啓発チラシを同封して周知します。
 - ・相談対応の際や苦情等への対応依頼の際などに、空き家等の管理は所有者等に第一義的な責任があること、及び管理不全の空き家が周辺に被害や危険をもたらす恐れがあることについて理解を促します。
- また NPO 法人つるおかランド・バンクに関する情報など、建物や土地の適正管理や有効活用に結びつく情報を提供し、所有者等の適切な対応を促します。
- ・市が定例的に実施する「空き家実態調査」の結果について、市広報やホームページで公表します。
 - ・空き家に関する補助制度等の情報を、市のホームページや市広報に掲載します。

4. 適正管理対策

(1) 基本方針

空き家等の管理については所有者等に第一義的な責任があること、及び管理不全の空き家が周辺に被害や危険をもたらす恐れがあることについて、所有者等の理解を促進します。同時に、建築物や除却跡地の有効活用に結びつく情報を提供し、所有者等の適切な対応を促します。

空き家の状態や周辺環境の状況により、市として法や条例に基づき適切に対応を実施します。

所有者等の同意が得られた場合は、所有者等と住民自治組織が協力していけるよう環境を整えます。

(2) 環境保全推進員の委嘱

単位自治組織ごとに委嘱している「環境保全推進員」の活動を通じて、当該地域の空き家に関する実態把握を依頼します。

(3) 所有者等の対応促進

周辺住民から空き家に関する苦情・相談等が市に寄せられたときは、現地に出向いて状況を確認した上で、必要と認められる場合は法第12条に基づき所有者等に対して現状を通知し、改善に向けた適切な対応を依頼します。

(4) 市が実施する措置

① 応急措置

空き家により人身・財産への危険が切迫している場合は、必要に応じて市が条例第7条に基づく「応急措置」を行います。

② 特定空き家等に対する措置【建築物の除却以外】

所有者等への対応依頼、及び応急措置によっては問題の解決が図られない場合において、法第2条第2項の「特定空き家等」に該当すると認められるものに関しては、法第14条に定める「特定空き家等に対する措置」の実施を検討します。

建築物の安全性に関する判断が必要となったときは、市の建築に関する有資格者を加えた対策会議を組織して検討します。

※「特定空き家等に対する措置」のうち、「倒壊等著しく保安上危険となるおそれ」のある「建築物の除却」に関しては「5. 不良空き家対策」に記載しています。

※「特定空き家等に対する措置」の実施方法については、「7. 特定空き家等に対する措置の実施方法」に記載しています。

(5) 住民自治組織との連携

①所有者等の情報提供

住民自治組織には、地域内の空き家の所有者等に対して可能な範囲で適正管理の働きかけをお願いします。そのために、市が「空き家実態調査」の際に行う所有者等アンケート調査において同意が得られた所有者等の情報を、あらかじめ単位自治組織（町内会・住民会等）に提供して、地域内の空き家対策に活用してもらえるようにします。

②危険が切迫している場合の通報

空き家により人身・財産への危険が切迫している場合は、まずは速やかに市（市民部環境課または各地域庁舎総務企画課）に通報いただき、市（市民部環境課）が条例に定める条件に適合するかどうかを判断した上で、「応急措置」として速やかに必要な措置を行います。その際は、必要に応じて住民自治組織の協力もお願いします。

③不良空き家適正管理補助金

住民自治組織等の地域団体が、所有者等の同意を得て不良空き家の適正管理措置を行う場合は、事前に市に相談いただいた上で、必要に応じ予算の範囲内で「不良空き家適正管理補助金」による支援を検討します。

5. 不良空き家対策

5-1 除却促進対策

(1) 基本方針

不良空き家であるC・Dランク空き家に関しては、建築物を除却した上で土地の活用を促すことを基本とし、可能な限り建物と土地の処分を一体的に促進することとします。具体的な対策は、それぞれの空き家の状況に対応して個別に検討し、時機を捉えて実行する形とします。

(2) 所有者等の状況に対応した対策の検討

①所有者等が存在する場合

所有者等が自ら建物・土地を処分することを基本とし、所有者等の意向に合わせた対策を検討します。なお所有者等の意向は、「空き家等実態調査」で行う所有者等アンケート調査等により把握するよう努めます。

- ・行政に任せる意思がある場合は、「中心市街地居住促進事業」の利用を検討するよう勧奨します（ただし指定区域内の空き家のみ）。
- ・自らの判断で対応する意思がある場合は、NPO 法人つるおかランド・バンクへの登録等を勧めます。また危険な場合には市の「危険空き家解体補助金（個人型）」の活用による早期の対応を促します。
- ・対策実施に積極的でない場合は、市による対策を検討した上で、あらためて所有者等自身による対策の実施等を促します。

②所有者等が不明・不在の場合

必要に応じて市が対策を行う方向で検討します。可能であれば財産管理人の制度を活用し、建物・土地の最終的な処分まで含めて検討します。

(3) 除却跡地の利用を意識した対策の検討

市内の土地資源の有効活用、及び空き地の適正管理による生活環境保全の観点から、解体後の土地は所有者等が自ら活用する意思がない限り、売却等を通じて新たな所有者等に委ねることが望ましいこととなります。

そのため、売却による解体費の回収の可能性について、あらかじめ NPO 法人つるおかランド・バンクの協力等により見通しを立てておくことが重要となります。

- ・売却により解体費が回収できる見通しであれば、所有者等にその見通しを示すよう努めることで、所有者等自らによる積極的な対応を促します。
- ・解体費が回収できない場合には、市の「危険空き家解体補助金（個人型）」の活用による対応を促します。

5-2 危険回避対策

(1) 基本方針

不良空き家のうち倒壊危険のあるDランク空き家（危険空き家）については、前項の除却促進対策と並行して、倒壊等の危険をあらかじめ回避するための対策を行います。

(2) 所有者等の対応促進

①「要注意空き家」の把握と一斉通知

年1回、Dランク空き家の一斉現況調査を行い、周辺環境との関連から具体的な危険性の有無を把握することにより、「要注意空き家」の洗い出しを行います。その上で、所有者等に対して法第12条に基づき一斉通知を行い、現状を知らせた上で所有者等の対応を促します。なお当面の危険性に対しては、必要に応じて市が条例第7条に基づく「応急措置」を行います。

②危険空き家解体補助金（個人型）

所有者等が自ら危険空き家を解体しようとしたときに、土地の売却により解体費が回収できない場合には、市の「危険空き家解体補助金（個人型）」による支援を検討します。

(3) 市が実施する措置

①特定空家等に対する措置【建築物の除却】

倒壊危険のある空き家について、危険回避の必要性が高まり、所有者等への対応依頼、及び応急措置によっては問題の解決が図られない場合においては、市が法第14条に基づく「特定空家等に対する措置」を行い、最終的には行政代執行（略式代執行の場合を含む）による建築物の除却を実施します。

建築物の除却に関する判断の際には、市の建築に関する有資格者を加えた対策会議を組織して検討します。

この場合、あらかじめ除却跡地の売却可能性を検討しておき、これにより所有者等が前記「5-1 除却促進対策」により自ら対応する可能性があるかどうかを確認すると同時に、市が実際に行政代執行をした場合に解体費の回収が可能かどうか見通しを立てておくこととします。

※「特定空家等に対する措置」の実施方法については、「7. 特定空家等に対する措置の実施方法」で記載しています。

(4) 住民自治組織との連携

①危険空き家解体補助金（地域支援型）

住民自治組織等の地域団体が、所有者等の同意を得て危険空き家の解体を行う場合には、事前に市に相談いただいた上で、予算の範囲内で市の「危険空き家解

体補助金(地域支援型)」による支援を検討します。なお解体後の土地に関しては、住民自治組織等において適切な管理を行う体制が取られるようにお願いします。

6. 活用促進対策

(1) 基本方針

優良空き家であるA・Bランク空き家に関しては、建物と土地をあわせて活用を促すことを基本とします。

市内に約2,800棟ある空き家のうち、再利用可能な空き家の有効活用と空き家の発生の抑制につながる住環境整備については、NPO法人等との連携による土地の再編、空き家の有効活用及び活用に関する情報の発信を進めます。

また、中心市街地における老朽危険空き家を解消し、住宅用地を供給し人口減少を抑制します。

リノベーションの手法により空き家を住宅以外の用途に転換するなど空き家の活用を図りまちのにぎわいを創出し、地域の振興を図ります。

(2) 対策

①空き家、空き地、狭あい道路を一体的に捉え整備するランド・バンク事業の推進

NPO法人つるおかランド・バンクが行う、大規模開発によらずに、密集住宅の空き家、空き地、狭あい道路の問題を一体的にとらえ、小区画ごとに解消し、連鎖的につなげることで住環境を整備するランド・バンク事業(小規模連鎖型区画再編事業)を推進・支援します。

②空き家の有効活用及び活用に関する情報の発信

相談会や有効活用に関する相談を通じて、NPO法人つるおかランド・バンクの空き家バンクなどに関する情報発信を進め、空き家の有効活用につながる活動を推進・支援します。

③中心市街地居住促進事業の推進

中心市街地における事業対象区域内に存在する老朽危険空き家とその土地の寄付を受け、市が除却整地し、若者世帯や移住希望世帯などの居住希望者に対して住宅用地を供給し、住環境整備と人口減少抑制を進めます。

④まちなか居住拠点整備事業の支援

中心市街地の都市機能誘導区域内に存する大規模遊休地や遊休建築物の再活用として民間が行う複合型集合住宅の建設事業について国・県・市で補助支援かることでまちなか居住を推進します。

⑤リノベーションによるまちづくり

民間の起業家などのリノベーションの手法により空き家を住宅以外の用途に転換し、空き家の活用を図りまちのにぎわいを創出し、地域の振興を図ります。

⑥一般住宅リフォーム補助の上乗せ

一般住宅リフォーム補助事業において、空き家を自らの居住用として取得し、リフォームを行う際は、補助率や上限額の上乗せを行い、空き家の活用を促進します。

7. 特定空家等に対する措置の実施方法

「4. 適正管理対策」「5. 不良空き家対策」で行うこととしている「特定空家等に対する措置」は、以下の考え方に基づいて実施します。

(1) 実施に至るまでの手続

①「特定空家等」としての認定（法第2条第2項）

市は、周辺環境に悪影響を及ぼしている空き家等について、「特定空家等」としての措置を行うことが必要と判断されたときは、国が示したガイドラインに即して検討した上で、「特定空家等」として認定します。

「特定空家等」としての措置を行うことが必要かどうかの判断に関しては、市が独自に調査した結果のほか、周辺住民等の意見を参考にすることとします。

建築物の安全性に関する判断が必要となったときは、市の建築に関する有資格者を加えた対策会議を組織して検討します。

②全体スケジュールの設定

「特定空家等」に対する措置に関しては、あらかじめ行政代執行を含めた全体スケジュールを設定した上で進めます。これにより、生活環境への悪影響を最終的に解決するまでの見通しを立てるとともに、この全体スケジュール内で適切な猶予期限を設けておくことにより、行政代執行に至る前の段階で所有者等が自主的に対応するよう促すこととします。

③鶴岡市空家等審議会からの意見聴取

「特定空家等」に対する措置の実施により、所有者等に実質的な不利益が及ぶ可能性がある場合には、事前に鶴岡市空家等審議会を開催し、「特定空家等」としての認定が適切であるか、その他全体スケジュールの妥当性などについて意見を聴取するものとします。

(2) 特定空家等に対する措置

「特定空家等」に対して市が行う措置については、法第14条の定めるところにより、以下の①～④の段階を踏んで行います。なお所有者等が不明・不在の空き家に関してはこの手続が不可能であることから、「略式代執行」を行うこととします(→(3))

①指導（法第14条第1項）

勧告以降の措置を行う前に、所有者等に対して文書により、期限を定めて必要な措置をとるよう指導を行います。

この指導の際、その後に所有者等が適切な対応をとらなかった場合に市が行う措置をあらかじめ示しておくこととします。

- ・建築物の除却を求める場合において、除却跡地を売却できる見通しがあれば、その旨をあわせて通知するよう努めることとします。
- ・対象となる空き家が住宅の場合、勧告を行うと固定資産税等の住宅用地特例の適用除外となり、除却跡地の売却可能性と全体スケジュールの兼ね合いによっては、実際に所有者等に不利な結果になることがあります。その場合は、あらかじめその旨を所有者等に対して示しておくこととします。
- ・勧告、及びその後の命令に従わずに市が行政代執行を行った場合には、市が所有者等に対して費用を請求するとともに過料を科すことをあらかじめ示しておくこととします。

②勧告（法第14条第2項）

指導時に定めた期限を経過しても改善が見られなかった場合、相当の猶予期間を付けて、必要な措置をとるよう勧告を行います。

対象となる空き家が住宅の場合、勧告を行うと固定資産税の住宅用地特例が適用除外となります。

③命令（法第14条第3項）

勧告時に示した期限を経過しても正当な理由なしに必要な措置をとらなかった場合には、原則として、相当の猶予期間を付けて、その必要な措置をとることを命令することとします。

ただし所有者等には、命令を受ける前の段階で、市に対し意見を述べる機会が与えられます。

④行政代執行（法第14条第4項）

命令に係る措置を所有者等が履行しないとき、履行しても十分でないとき、または期限までに完了する見込みがないときは、市が行政代執行法（昭和23年法律第43号）による行政代執行を行うこととします。

行政代執行のために必要となった費用は、後日、市が所有者等に対して請求します。また命令に違反したことに關しては、50万円以下の過料を科すこととなります。

（3）略式代執行

建築物を除却しようとする空き家の所有者等が不明・不在の場合は指導・勧告・命令

をせず、略式代執行の手法によって必要な措置を実施するよう検討します。

略式代執行を行う場合は、市が負担する費用に対し、補助金などの財政上の支援を確保するよう努めます。

8. 空き地対策

土地資源の有効活用、及び生活環境保全の観点から、空き家だけでなく空き地についても以下の対策を行います。

(1) 除却跡地の活用

基本的には建築物の除却と同時解決が図られるよう事前に検討することとします。

(→5-1の(2))

(2) その他の空き地対策

空き家等の除却によって生じたものかどうかを問わず、現に発生している空き地に関しては次の対策を行います。

①適正管理対策

市民から空き地に関する苦情・相談等が寄せられた場合は、現地確認の上で所有者等に対して現状を通知するとともに適切な対応を依頼します。必要に応じて、鶴岡市生活環境保全条例(平成17年10月1日条例第151号)第6条に基づく指導・勧告を行い、所有者等に対し適切な対応を促します。

②活用促進対策

NPO法人つるおかランド・バンクの活用等により、売却等による活用を促進します。

第4章 実施体制

1. 鶴岡市空家等審議会

条例第8条により設置されており、「特定空家等」に対する措置、その他空き家等の適正な管理のための措置について調査審議を行います。

2. 専門家団体との連携

空き家の所有者や管理者への啓発、中古住宅としての流通促進、地域の活動拠点等への活用促進、管理不全の防止や空き家等の除却跡地の活用を柱とした総合的な空き家対策を推進するため、専門家団体と連携して空き家の様々な課題の解決に取り組みます。

| 専門家団体名 | 相談内容 |
|------------------|-----------------------|
| 山形県弁護士会 | 法律問題に関すること |
| 山形県司法書士会 | 権利問題に関すること |
| 山形県行政書士会鶴岡支部 | 権利関係書類の作成等に関すること |
| 山形県建築士会鶴岡・田川支部 | 建物の計画に関すること |
| 山形県建設業協会鶴岡支部 | 建物に関すること |
| 山形県解体工事業協会庄内支部 | 建物の解体に関すること |
| 山形県宅地建物取引業協会鶴岡支部 | 不動産の売買や賃貸に関すること |
| 山形県土地家屋調査士会鶴岡支部 | 土地・建物の登記測量、境界確定に関すること |

3. 住民自治組織との連携

(1) 空き家実態調査への協力依頼

市が定例的に実施している「空き家実態調査」に際し、必要に応じて市から協力をお願いします。

(2) 所有者等の情報提供 [再掲]

住民自治組織には、地域内の空き家の所有者等に対して可能な範囲で適正管理の働きかけをお願いします。そのために、市が「空き家実態調査」の際に行う所有者等アンケート調査において同意が得られた所有者等の情報を、あらかじめ単位自治組織(町内会・住民会等)に提供して、地域内の空き家対策に活用してもらえるようにします。

(3) 住民自治組織が取り組む対策の支援

住民自治組織が、地域内の空き家に関する対策を主体的に行う場合には、市として

必要な協力と支援を行います。

①危険が切迫している場合の通報 [再掲]

空き家により人身・財産への危険が切迫している場合は、まずは速やかに市（市民部環境課または各地域庁舎総務企画課）に通報いただき、市（市民部環境課）が条例に定める条件に適合するかどうかを判断した上で、「応急措置」として速やかに必要な措置を行います。その際は、必要に応じて住民自治組織の協力もお願いします。

②不良空き家適正管理補助金 [再掲]

住民自治組織等の地域団体が、所有者等の同意を得て不良空き家の適正管理措置を行う場合は、事前に市に相談いただいた上で、必要に応じ予算の範囲内で「不良空き家適正管理補助金」による支援を検討します。

③危険空き家解体補助金（地域団体支援型） [再掲]

住民自治組織等の地域団体が、所有者等の同意を得て危険空き家の解体を行う場合には、事前に市に相談いただいた上で、予算の範囲内で市の「危険空き家解体補助金（地域支援型）」による支援を検討します。なお解体後の土地に関しては、住民自治組織等において適切な管理を行う体制が取られるようにお願いします。

4. NPO 法人つるおかランド・バンクとの連携

以下の事業と連携して、空き家と空き地の有効活用を促進します。

(1) ランド・バンク事業

民間事業手法により、市内の密集住宅地の空き家、空き地、狭あい道路問題を一体的に解決し、良好な住環境整備を行う事業

(2) 空き家バンク事業

空き家の売却、賃貸に関する情報を発信し、ニーズ者とのマッチングを行う事業

(3) 空き家管理受託事業

遠隔地に住む空き家の所有者の依頼を受け、空き家の管理を受託する事業

(4) 空き家コンバージョン事業

空き家所有者ニーズに応えたり、空き家有効活用の提案を行い、コンバージョン（用途転換）を行う事業

(5) ランド・バンクファンド（基金）による助成事業

ランド・バンクファンドによる助成により、空き家、空き地の有効活用につながる市民等の活動を支援する事業

- ・ 空き家建替え・改修支援に伴う地域コミュニティ施設整備支援
- ・ 都市機能向上に繋がる私道整備支援
- ・ 町内会空き地活用整備支援事業

・ランド・バンクコーディネート支援事業

(6) その他の事業

上記のほか、空き家・空き地の有効活用の促進に関する事業

5. 庁内体制

建設部と市民部環境課を中心として対策を推進します。

(1) 庁内連携組織

- ・必要に応じて庁内推進会議を開催し、関係課が連携して対策を推進します。
- ・建築物の安全性に関する判断が必要となったときは、市の建築に関する有資格者を加えた対策会議を組織して検討します。

(2) 事務分担

| | |
|-----------|--|
| 都市計画課 | <ul style="list-style-type: none"> ・空き家実態調査 ・所有者等と市民からの相談対応 ・活用促進対策 ・空き地対策のうち活用促進対策 ・住民自治組織への協力・支援のうち空き家実態調査に基づく情報提供 ・NPO 法人つるおかランド・バンクの協力を得て行う対策事務 ・環境課が行う対策への協力 |
| 建築課 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境課が行う応急措置と「特定空家等に対する措置」のうち、技術的なことに関する支援 ・建築物の安全性に関する判断に係る対策会議への参画（建築に関する有資格者を含む） ・環境課が行う対策への協力 |
| 環境課 | <ul style="list-style-type: none"> ・条例関係事務 ・空家等対策計画関係事務 ・空家等審議会関係事務 ・庁内連携組織関係事務 ・所有者等と市民からの相談対応 ・適正管理対策（全市の総括及び鶴岡地域の空き家に係るもの） ・不良空き家対策 ・「特定空家等に対する措置」の実施 ・空き地対策のうち適正管理対策（全市の総括及び鶴岡地域の空き家に係るもの） ・住民自治組織への協力・支援（空き家実態調査に基づく情報提供を除く） ・建設部が行う対策への協力 |
| 地域庁舎総務企画課 | <ul style="list-style-type: none"> ・所有者等と市民からの相談対応（相談者が地域庁舎へ来訪したもの） ・適正管理対策（地域庁舎管内の空き家に係るもの） ・空き地対策のうち適正管理対策（地域庁舎管内の空き地に係るもの） ・建設部・環境課が行う対策への協力 |

| | |
|--------|---|
| 課税課 | <ul style="list-style-type: none"> ・空き家に関する固定資産税情報の提供 ・勧告した特定空き家の固定資産税等の住宅用地特例の解除 |
| 納税課 | <ul style="list-style-type: none"> ・空き家所有者の連絡先の提供 |
| 地域振興課 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域交流及び地域振興への空き家等の利活用 |
| 防災安全課 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災上対策が必要な特定空き家等に係る措置内容の検討 |
| 消防本部 | <ul style="list-style-type: none"> ・台風の接近時等、緊急的な対策が必要な特定空き家等の措置内容の検討 |
| 福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> ・空き家所有者の福祉サービス利用情報の提供 |
| 長寿介護課 | <ul style="list-style-type: none"> ・空き家所有者の施設入所情報の提供 |
| 健康課 | <ul style="list-style-type: none"> ・空き家に棲み付く野良ネコ、衛生害虫等 |
| 土木課 | <ul style="list-style-type: none"> ・空き家等から道路側への樹木の繁茂（道路交通への影響等）への対応 |
| 廃棄物対策課 | <ul style="list-style-type: none"> ・空き家等に関するごみ（不法投棄等）への対応 |

参考資料 空き家に関する支援制度

市による支援制度

| 対象者 | 場面 | 制度 | 担当 |
|-----------------|------|---|--------------|
| 空き家の所有者等 | 活用 | ○中心市街地居住促進事業 鶴岡市中心市街地の指定区域内にある長年にわたって使用されず、適正に管理されていない不良住宅（空き家）について、市が寄附を受けて解体・整地をします。その土地を若者世帯や移住希望者に対し住宅用地として供給し、中心市街地への居住促進を図ります。 | 建設部 都市計画課 |
| | | ○まちなか居住拠点整備支援事業 鶴岡市都市再興基本計画（立地適正化計画）の都市機能誘導区域内で、大規模遊休地や遊休建築物を活用し民間が行う複合型集合住宅建設事業について、国土交通省「優良建築物等整備事業」等を活用し市が支援することでまちなか居住を推進します。 | 建設部 都市計画課 |
| | 解体 | ○危険空き家解体補助金（個人型） 危険空き家を所有者等が自ら解体しようとする場合に、土地の売却によって利益を生じない範囲で解体費を補助します。 | 市民部 環境課 |
| 空き家の活用を希望する市民 | 活用 | ○住宅リフォーム支援事業補助金制度 空き家を取得して自ら居住する住宅として改修する場合、補助率、上限額を優遇します。 | 建設部 建築課 |
| 不良空き家の存在する地域団体等 | 適正管理 | ○不良空き家適正管理補助金 住民自治組織等の地域団体が、所有者等の同意を得て不良空き家の簡易な修繕や樹木伐採・除草など適正管理のための措置を行う場合に、地域団体に人件費部分を負担してもらった上で市が実費分を支援します。 | 市民部 環境課 |
| | 解体 | ○危険空き家解体補助金（地域団体支援型） 住民自治組織等の地域団体が、所有者等の同意を得て危険空き家を解体しようとする場合に、地域団体に人件費部分を負担してもらった上で市が実費分（発生する廃材の運搬費や処分費など）を支援します。 | 市民部 環境課 |

つるおかランド・バンクファンドによる支援制度

| 対象者 | 場面 | 制度 | 担当 |
|----------------------|----|--|-------------------|
| 個人、自治組織、まちづくり団体 | 活用 | ○空き家建替え・改修に伴う地域コミュニティ施設整備助成 空き家を、住民や高齢者の交流・活動拠点、賑わいづくりのまちづくり商店等にコンバージョンする建替え・改修費に助成します。 | NPO 法人つるおかランド・バンク |
| 個人、法人、周辺住民の複合体及び自治組織 | 活用 | ○住民利便性の向上につながる私道等整備助成 通り抜け道路の築造や行き止まり道路の拡張など、住民の利便性を高め、都市機能の向上に繋がる私道等の築造及び拡幅整備費に助成します。 | NPO 法人つるおかランド・バンク |
| 自治組織またはまちづくり団体 | 活用 | ○町内会等空き地活用整備助成 空き地を通常期はコミュニティーガーデン、多目的広場、冬季は雪捨て場など通年で多目的に利用する場合の整備費に助成します。 | NPO 法人つるおかランド・バンク |
| 市内のランド・バンク事業者 | 活用 | ○ランド・バンクコーディネート活動助成 NPO の依頼を受け、指定区域内で行うランド・バンク事業において発生した損失を補填する目的で助成します。 | NPO 法人つるおかランド・バンク |